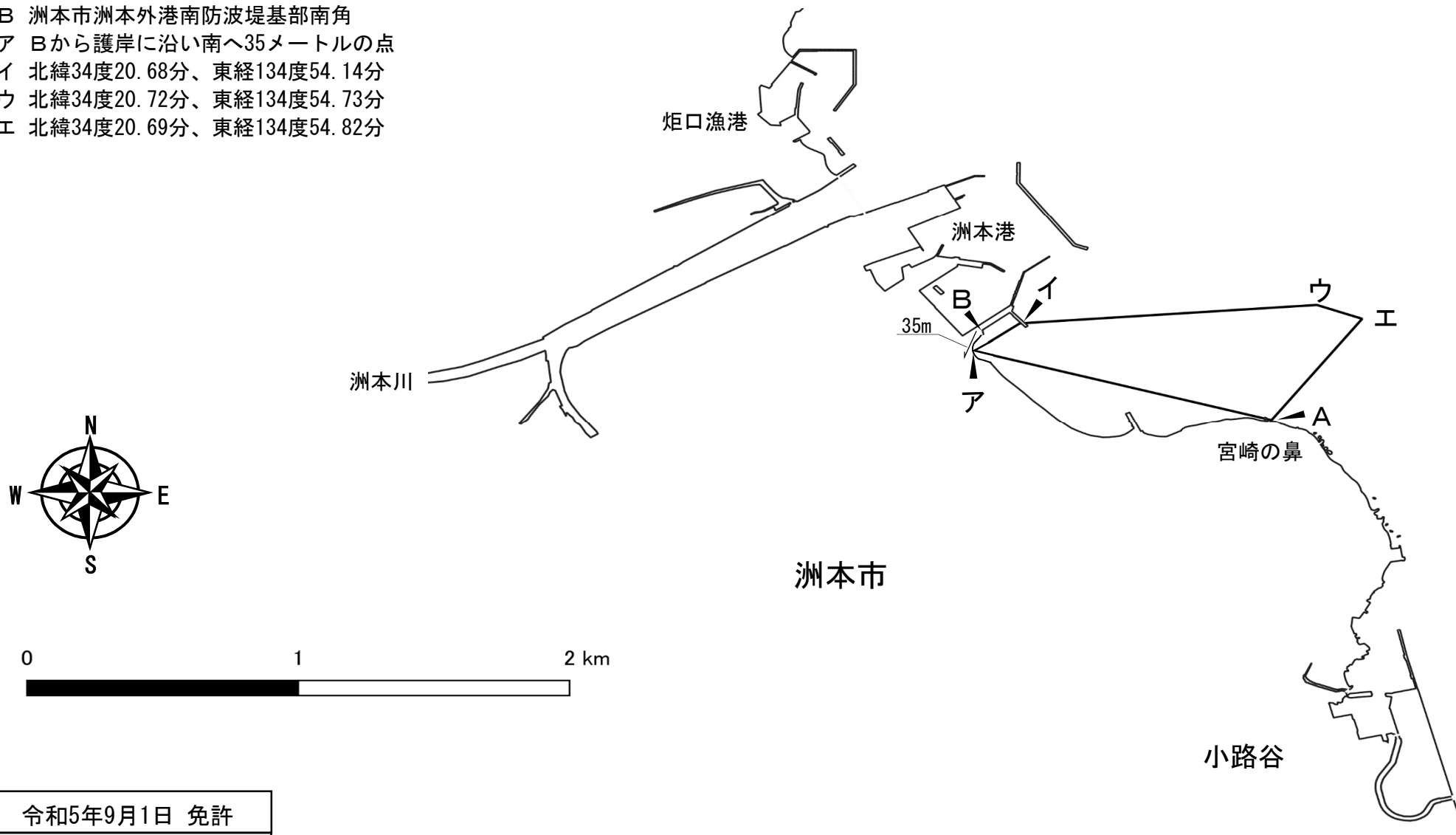


免許番号 区第106号
漁場の位置 洲本市海岸通地先
漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、A及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- A 洲本市小路谷宮崎鼻北東端（通称身投げ岩）（北緯34度20.47分、東経134度54.64分）
- B 洲本市洲本外港南防波堤基部南角
- ア Bから護岸に沿い南へ35メートルの点
- イ 北緯34度20.68分、東経134度54.14分
- ウ 北緯34度20.72分、東経134度54.73分
- エ 北緯34度20.69分、東経134度54.82分



令和5年9月1日 免許
区第106号

1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月20日か ら5月10日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日 まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	洲本市炬口一丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第106号		摘 要	